

○皇居東御苑公開要領

宮内庁告示第十号

皇居東御苑は、昭和四十三年十月一日から、宮中行事に支障のない限り、別記要領に定めるところにより公開する。

昭和四十三年九月二十日

宮内庁長官 宇佐美 毅

最終改正 令和元年5月31日宮内庁告示第9号

別記

皇居東御苑公開要領

第一 公開日及び公開時間

御苑は、次に掲げる日を除き、公開する。

- 一 行事の実施その他やむを得ない理由のため支障のある日
- 二 月曜日（当該月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（天皇誕生日を除く。以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日）及び金曜日。ただし、休日に当たる日を除く。
- 三 十二月二十八日から翌年一月三日までの日

2 御苑の公開時間は、次のとおりとする。

- 一 三月一日から四月十四日までの日 午前九時から午後五時まで
- 二 四月十五日から八月末日までの日 午前九時から午後六時まで
- 三 九月一日から同月末日までの日 午前九時から午後五時まで
- 四 十月一日から同月末日までの日 午前九時から午後四時三十分まで
- 五 十一月一日から翌年二月末日までの日 午前九時から午後四時まで

3 入園は、公開終了時間のそれぞれ三十分前までとする。

第二 出入門

入園者の出入門は、大手門、平川門及び北桔橋門とする。ただし、必要な場合には、その出入の制限をすることがある。

第三 入園票

入園者は、入園する際入園票の交付を受け、退園の際これを返納しなければならない。

第四 入園の一時停止

在園者が所定の人員に達した場合その他必要な場合には、入園を一時停止することがある。

第五 立入りの制限

行事の実施、工事の施工その他必要な場合には、一部の地域を限って、入園者の立入りを制限することがある。

第六 車馬の乗り入れ禁止

入園者は御苑内に車馬を乗り入れることはできない。

第七 入園できない者

次に掲げる者は、入園を承認しない。

- 一 でい酔者等入園者にけん悪の情を催させ、又は迷惑をかけるおそれのある者

- 二 動物（身体障害者補助犬を除く。）を連行する者
- 三 危険物その他の物件で入園者に危害を及ぼすおそれのあるものを携行する者
- 四 第八に掲げる禁止行為を目的とする者その他御苑管理上支障があると認められる者

第八 禁止行為

入園者は、御苑内においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 運動競技をすること。
 - 二 植物を採取し、又は損傷すること。
 - 三 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
 - 四 集会又は示威運動をすること。
 - 五 興行をすること。
 - 六 物を販売し、又は頒布すること。
 - 七 募金をすること。
 - 八 業として写真又は映画を撮影すること。
 - 九 施設その他の物件を損傷し、又は移動すること。
 - 十 土地の形質を変更し、又は土石の類を採取すること。
 - 十一 野外炊事、たき火、花火の打上げ、喫煙所以外の喫煙等火災の危険がある行為をすること。
 - 十二 はり紙、はり札又は広告の掲示をすること。
 - 十三 指定以外の場所にごみその他の汚物、廃物等を捨て、又は放置すること。
 - 十四 堀、池その他立入りを禁じた場所にはいること。
 - 十五 騒音を発生すること。
 - 十六 飲酒をすること。
 - 十七 その他御苑内の秩序又は風紀をみだす行為等御苑管理上支障があると認められる行為をすること。
- 2 前項各号に掲げる行為をした者には、退園を命ずることがある。

(参 考)

○宮内庁告示第9号

皇居東御苑公開要領（昭和四十三年九月二十日宮内庁告示第十号）の一部を次のように改正し、令和元年六月一日から施行する。

令和元年五月三十一日

宮内庁長官 山本信一郎